

令和4年度 大佐スキー場索道事業に係る安全報告書

1. 輸送の安全を確保する為の基本方針

当社の索道事業は安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努め、社長、管理職員及び職員の安全に係る行動規範（安全の基本理念、安全方針）は次のとおりとしています。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するように努めること。
- (4) 職務に実施にあたり、推測に頼らず確認の施行に努め、疑義のあるときはもっとも安全と思われる取扱をすること。
- (5) 事故・災害等が発生した時は、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

2. 安全目標及び事故等の発生状況

1. 安全目標

昭和47年1月1日以降責任に属する運転事故は皆無であり、今後も輸送に携わる事業者といたしまして安全輸送に努めてまいります。

2. 事故等の発生状況

- (1) 索道運転事故の発生状況 運転事故等の発生はありませんでした。
- (2) インシデントの発生状況 インシデントの発生はありませんでした。

3. 輸送の安全確保に関する組織体制

1. 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
2. 社長及び管理職員は、輸送の安全を確保する為の索道事業の実施及び管理体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定めるものとする。
3. 社長及び管理職は、索道事業の遂行に際し、設備 運行 要員 投資 予算その他の必要な計画の策定において掲げるものその他必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点から検証おこなわせる。
4. 社長及び管理職員は、輸送の安全を確保する為、索道事業の実施及び管理の状況を把握し必要な改善をおこなう。
5. 社長及び役員は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下、[事故・災害]という）規模や内容等に応じ対策方法その他必要な事項を定め、職員等に周知し、徹底しなければならない

安全管理体制図は別紙1です。

各々の役割及び権限は以下のとおりです。

安全統括管理者	索道事業の輸送の安全の確保に関する設備投資、財務関係を含み全業務を統括する
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮した、索道の運行の管理、索道施設の保守管理その他技術上の事項、人事に関する業務を統括する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮下、索道技術管理者の業務を補助する。

4. 輸送の安全確保の取組み

1 点検、検査 整備について

関係法令及び「整備細則」等に基づき シーズン（11月中旬）前に12月検査、シーズン中は始業点検、1月検査、を実施しています。

2 教育訓練について

輸送の安全に係る教育訓練をおこなっています。

令和4年 9月21日 索道技術管理員研修会 女鹿平クバーレ吉和にて

令和4年 11月 予定の北広島町地区索道従事員研修会（191スキー場担当）中止

令和4年 11月26日 大佐スキー場全体研修会（全従業員対象）

令和4年 12月18日 大佐索道従事員研修会

また、適時に主任会議もおこなっています。各リフトに適時に運輸局よりの通達文書配布もしています。

3 緊急時対応訓練について

研修会日・及び適時に索道の救助訓練をおこなっています。

索道係員 スクール（スキー・ボード）スタッフを主としておこなっています。



安全報告書に関するご感想、ご意見等をいただき、輸送の安全に役立てたく思いますので、気軽に大佐スキー場スタッフにいただければ幸いです。

電話・FAXでも結構ですよ。

電話 0826-35-0038

FAX 0826-35-1144 です。